



栃木県公報

令和4(2022)年
5月12日(木)
号 外
第30号

目 次

告 示

- 栃木県警察関係手数料条例の規定により知事が定める金額の一部改正…………… 1
公安委員会
- 栃木県公安委員会事務専決規程等の一部改正…………… 1
- 栃木県公安委員会公印規程の一部改正…………… 18

告 示

栃木県告示第280号

栃木県警察関係手数料条例の規定により知事が定める金額（平成14年栃木県告示第340号）の一部を次のように改正し、令和4年5月13日から適用する。

令和4年5月12日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前					
区 分	金 額	区 分	金 額				
特定任意講習	略	特定任意講習	略				
特定任意高齢者講習	6,450円（ <u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許以外の免許のみを受けようとし、又は受けている者及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第34条の3第4項又は第37条の6の3の基準に該当する者に対する講習にあつては、2,900円</u> ）	特定任意 高齢者講習	<table border="1"> <tr> <td>簡易講習</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>シニア運 転者講習</td> <td>5,100円（<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の結果が道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条の基準に該当するものにあつては、7,950円</u>）</td> </tr> </table>	簡易講習	1,800円	シニア運 転者講習	5,100円（ <u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の結果が道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条の基準に該当するものにあつては、7,950円</u> ）
簡易講習	1,800円						
シニア運 転者講習	5,100円（ <u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の結果が道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条の基準に該当するものにあつては、7,950円</u> ）						
		チャレンジ講習	2,650円				

(警察本部運転免許管理課)

公安委員会

栃木県公安委員会規則第7号

栃木県公安委員会事務専決規程等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月12日

栃木県公安委員会委員長 古澤 利通

栃木県公安委員会事務専決規程等の一部を改正する規則

(栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正)

第1条 栃木県公安委員会事務専決規程(昭和39年栃木県公安委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第14 (第3条、第6条関係) 交通企画課長専決事項		別表第14 (第3条、第6条関係) 交通企画課長専決事項	
事務内容及び根拠(関係)規定	公安委員会への報告	事務内容及び根拠(関係)規定	公安委員会への報告
1 略		1 略	
2 <u>道路交通法第108条の2第1項第15号</u> の規定による自転車の運転による交通の危険を防止するための講習	要	2 <u>道路交通法第108条の2第1項第14号</u> の規定による自転車の運転による交通の危険を防止するための講習	要
3 <u>道路交通法第108条の3の5</u> の規定による自転車運転者講習の受講命令	要	3 <u>道路交通法第108条の3の4</u> の規定による自転車運転者講習の受講命令	要
4 <u>道路交通法第108条の3の6</u> の規定による自転車運転者講習の受講命令等の報告		4 <u>道路交通法第108条の3の5</u> の規定による自転車運転者講習の受講命令等の報告	
5~13 略		5~13 略	
別表第17 (第3条、第6条関係) 運転免許管理課長専決事項		別表第17 (第3条、第6条関係) 運転免許管理課長専決事項	
事務内容及び根拠(関係)規定	公安委員会への報告	事務内容及び根拠(関係)規定	公安委員会への報告
1~8 略		1~8 略	
9 <u>道路交通法第91条又は第91条の2第2項</u> の規定による運転免許の条件(限定)の付与、変更又は解除		9 <u>道路交通法第91条</u> _____ _____の規定による運転免許の条件(限定)の付与、変更又は解除	
10~19 略		10~19 略	
20 <u>道路交通法第97条の2第1項第3号イ</u> の規定による運転技能検査の実施	要		
21 <u>道路交通法第97条の2第2項</u> の規定による運転免許試験を免除しないことの認定			
22 <u>道路交通法第97条の2第3項及び第4項</u> の規定による運転免許試験の一部免除の認定		20 <u>道路交通法第97条の2第2項及び第3項</u> の規定による運転免許試験の一部免除の認定	
23~49 略		21~47 略	
50 <u>道路交通法第101条の4第4項</u> の規定による免許証の更新をしないことの認定		48 <u>道路交通法第101条の4第2項</u> の規定による認知機能検査	要
51 <u>道路交通法第101条の4第5項</u> の規定による必要事項を記載した書面の送付		49 <u>道路交通法第101条の4第3項</u> の規定による必要事項を記載した書面の送付	
52~59 略		50~57 略	
60 <u>道路交通法第102条第1項</u> から		58 <u>道路交通法第102条第1項</u> から	

138 道路交通法第91条の規定による運転免許の条件の変更（栃木県道路交通法施行細則第23条の3第2項の申請に係るものに限る。）及び同法第91条の2第2項の規定による条件の付与

139～181 略

138 道路交通法第91条の規定による運転免許の条件の変更（栃木県道路交通法施行細則第23条の3第2項の申請に係るものに限る。）

139～181 略

（栃木県道路交通法施行細則の一部改正）

第2条 栃木県道路交通法施行細則（昭和47年栃木県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 <u>運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査</u>（第27条～第35条）</p> <p>附則</p> <p>（適性検査受検命令書等）</p> <p>第23条の2 略</p> <p>2 法第90条第8項、第102条第1項から第4項まで又は第103条第6項の規定による医師の診断書の提出の命令は、診断書提出命令書（別記様式第13号の3）により行うものとする。</p> <p>（運転免許条件の変更の申請）</p> <p>第23条の3 法第91条の規定により付された運転免許の条件の変更の申請（眼鏡等の使用に係るものに限る。）は、<u>免許条件変更申請書（別記様式第13号の4）</u>を提出して行うものとする。</p> <p>第7章 <u>運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査</u></p> <p>（運転免許取得者等教育の認定）</p> <p>第27条 法108条の32の2第1項の規定による<u>運転免許取得者等教育の認定</u>は、<u>運転免許取得者等教育認定書（別記様式第17号）</u>を交付して行うものとする。</p> <p>（認定の取消しの通知）</p> <p>第28条 法第108条の32の2第5項の規定による<u>運転免許取得者等教育</u>の認定の取消しは、<u>運転免許取得者等教育認定取消通知書（別記様式第18号）</u>を交付して行うものとする。</p> <p>（運転免許取得者等教育の指定）</p> <p>第29条 <u>運転免許取得者等教育の認定に関する規則</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 <u>運転免許取得者教育</u> _____（第27条～第29条）</p> <p>附則</p> <p>（適性検査受検命令書等）</p> <p>第23条の2 略</p> <p>2 法第90条第8項、第102条第1項から第3項まで又は第103条第6項の規定による医師の診断書の提出の命令は、診断書提出命令書（別記様式第13号の3）により行うものとする。</p> <p>（運転免許条件の変更の申請）</p> <p>第23条の3 法第91条の規定により付された運転免許の条件の変更の申請は、<u>免許条件変更申請書（別記様式第13号の4）</u>を試験場に _____提出して行うものとする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、眼鏡等の使用に係る同項の申請については、住所地を管轄する警察署に提出して行うことができる。</u></p> <p>第7章 <u>運転免許取得者教育</u> _____</p> <p>（運転免許取得者教育の認定）</p> <p>第27条 法108条の32の2第1項の規定による<u>運転免許取得者教育</u>の認定は、<u>運転免許取得者教育認定書（別記様式第17号）</u>を交付して行うものとする。</p> <p>（認定の取消しの通知）</p> <p>第28条 法第108条の32の2第5項の規定による<u>運転免許取得者教育</u>の認定の取消しは、<u>運転免許取得者教育認定取消通知書（別記様式第18号）</u>を交付して行うものとする。</p> <p>（フレキシブルディスクによる手続）</p> <p>第29条 <u>運転免許取得者教育の認定に関する規則</u></p>

(平成12年国家公安委員会規則第4号)第4条第2項第4号の規定による指定は、指定書(別記様式第19号)を交付して行うものとする。

(平成12年国家公安委員会規則第4号)第13条のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格(以下この条において「日本産業規格」という。)X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

2 運転免許取得者教育の認定に関する規則第13条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

(1) トラックフォーマットについては、日本産業規格X6225に規定する方式

(2) ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X0605に規定する方式

(3) 文字の符号化表現については、日本産業規格X0208附属書1に規定する方式

3 運転免許取得者教育の認定に関する規則第13条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X0201及びX0208に規定する図形文字並びに日本産業規格X0211に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

4 運転免許取得者教育の認定に関する規則第13条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X6223に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

(1) 提出者の名称

(2) 提出年月日

(指定の取消しの通知)

第30条 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定を受けた者が当該指定の要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとし、当該指定の取消しは、指定取消通知書(別記様式第20号)を交付して行うものとする。

(運転免許取得者等検査の認定)

第31条 法第108条の32の3第1項の規定による運転免許取得者等検査の認定は、運転免許取得者等検査認定書(別記様式第21号)を交付して行うものとする。

(認定の取消しの通知)

第32条 法第108条の32の3第2項において準用する法第108条の32の2第5項の規定による運転免許取得者等検査の認定の取消しは、運転免許取得者等検査認定取消通知書(別記様式第22号)を交付して行うものとする。

(運転免許取得者等検査の指定)

第33条 運転免許取得者等検査の認定に関する規則

(令和4年国家公安委員会規則第8号)第4条第1項第4号及び第2項第4号の規定による指定は、指定書(別記様式第23号)を交付して行うものとする。

(指定の取消しの通知)

第34条 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号及び第2項第4号の規定による指定を受けた者が当該指定の要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとし、当該指定の取消しは、指定取消通知書(別記様式第24号)を交付して行うものとする。

(電磁的記録媒体による手続)

第35条 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第13条又は運転免許取得者等検査の認定に関する規則第14条の規定による電磁的記録媒体の提出は、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 提出する電磁的記録媒体は、光ディスク、USBメモリー、外付けハードディスクドライブその他これに類するものであって、栃木県警察の使用に係る電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続することができるものでなければならない。

(2) 1つの電磁的記録媒体には、複数のファイルを記録することができるものとする。

(3) 電磁的記録媒体に記録するファイルの形式はPDF形式とし、ファイル名は当該ファイルに記録されている内容を表す標目としなければならない。

(4) 電磁的記録媒体には、提出者の名称及び提出年月日を記載したラベルを貼付しなければならない。

別表第1中第74項を第77項とし、第73項を第75項とし、同項の次に次の1項を加える。

76	運転技能検査受検の申請	同	添付40	1通
----	-------------	---	------	----

別表第1中第72項を第74項とし、第59項から第71項までを2項ずつ繰り下げ、第58項を第59項とし、同項の次に次の1項を加える。

60	若年運転者講習の受講申請	同	添付23の6	1通
----	--------------	---	--------	----

別表第1中第57項を第58項とし、第26項から第56項までを1項ずつ繰り下げ、第25項の次に次の1項を加える。

26	運転免許の条件の付与又は変更の申請	同	施行規則別記様式第13の6	1通
----	-------------------	---	---------------	----

別表第1の添付17の3及び添付17の4を次のように改める。

添付17の3

高齢者講習受講申請書

講習区分(実車有り2時間・実車無し1時間)
(臨時実車有り2時間・臨時実車無し1時間)

年 月 日

栃木県公安委員会 殿

申請者 氏 名

免許証番号		整理番号	
住 所	電話 ()		
フリガナ			男・女
氏 名			
生年月日	年 月 日 (歳)		

手数料欄

添付17の4

特定任意講習受講申請書

講習区分(通常講習・特定任意高齢者講習)

年 月 日

栃木県公安委員会 殿

申請者 氏 名

免許証番号		整理番号	
住 所	電話 ()		
フリガナ			男・女
氏 名			
生年月日	年 月 日 (歳)		

手数料欄

別表第1の添付23の5の次に次の1表を加える。

添付23の6

若年運転者講習受講申請書

年 月 日

栃木県公安委員会 殿

申請者 氏 名

免許証番号		整理番号	
現に受けている 免許の種類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 型 型 型 通 特 自 自 特 付 引 二 二 二 特 引 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二		
住 所	電話 ()		
フリガナ			男・女
氏 名			
生年月日	年 月 日 (歳)		

手数料欄

別表第1の添付39の次に次の1表を加える。

添付40

運転技能検査受検申請書

年 月 日

栃木県公安委員会 殿

申請者 氏 名

免許証番号		整理番号	
住 所	電話 ()		
フリガナ			男・女
氏 名			
生年月日	年	月	日 (歳)

手数料欄

別記様式第13号の3を次のように改める。

別記様式第13号の3 (第23条の2関係)

診断書提出命令書

年 月 日

住所

殿

栃木県公安委員会

第90条第8項
 第102条第1項
 第102条第2項
 道路交通法 第102条第3項の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則
 第102条第4項
 第103条第6項

第18条の4第2項
 第29条の3第3項
 第29条の3第4項
 第29条の5第2項

に

規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

拒否又は保留
 保留
 取消し又は効力の停止
 効力の停止

なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の

処分を受けることとなります。

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	年 月 日
その他必要な事項	
備考	

別記様式第17号及び別記様式第18号中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、同様式の次に次の6様式を加える。

別記様式第19号（第29条関係）

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として指定する。

年 月 日

栃木県公安委員会



別記様式第20号(第30条関係)

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

栃 木 県 公 安 委 員 会 印

下記の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

教示 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として（訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第21号(第31条関係)

運転免許取得者等検査認定書

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の3第1項の規定により運転免許取得者等検査が同項各号のいずれにも適合していることを認定する。

認定する課程	区分	
	名称	

年 月 日

栃木県公安委員会 印

別記様式第22号(第32条関係)

第 号

運転免許取得者等検査認定取消通知書

年 月 日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 殿

栃木県公安委員会 印

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の3第2項において準用する同法第108条の32の2第5項の規定により運転免許取得者等検査が同条第1項各号のいずれにも適合していることの認定を取り消したので通知します。

認 定 番 号	
理 由	

教示 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として(訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第23号(第33条関係)

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

第1項

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条 第4号の規定により、同規則
第2項

第1号

第1条 に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に
第2号

に行うことができる者として指定する。

年 月 日

栃木県公安委員会 印

別記様式第24号(第34条関係)

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

栃 木 県 公 安 委 員 会 印

第1項

下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条 第4号の規定による指定

第2項

を取り消したので通知する。

指定番号	
理 由	

教示 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として（訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(栃木県運転免許に係る講習に関する規則の一部改正)

第3条 栃木県運転免許に係る講習に関する規則（平成14年栃木県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(講習の種類及び内容) 第2条 前条の講習の種類及び内容は、次に定めるとおりとする。		(講習の種類及び内容) 第2条 前条の講習の種類及び内容は、次に定めるとおりとする。	
種類	内容	種類	内容
特定任意講習	運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「国家公安委員会規則」という。） <u>第2条の基準に適合する講習</u>	特定任意講習	運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「国家公安委員会規則」という。） <u>第1条の基準に適合する講習</u>
特定任意高齢者講習	<u>国家公安委員会規則第1条の基準に適合する講習</u>	特定任意高齢者講習	<u>国家公安委員会規則第2条第1項第1号の表1の項又は同条第1項第2号の表1の項に定める講習の基準に適合する講習</u>
		シニア運転者講習	<u>国家公安委員会規則第2条第1項第1号の表2の項又は同条第1項第2号の表2の項若しくは3の項に定める講習の基準に適合する講習</u>
		チャレンジ講習	<u>コースにおける自動車等の運転をすることにより、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについての確認を行う講習</u>
(講習終了証明書等) 第3条 栃木県公安委員会は、前条に規定する特定任意講習及び特定任意高齢者講習 <u>の受講を終了した者に対し、それぞれ特定任意講習終了証明書及び特定任意高齢者講習終了証明書</u> を交付するものとし、それらの様式は、国家公安委員会規則に定める別記様式の例によるものとする。		(講習終了証明書等) 第3条 栃木県公安委員会は、前条に規定する特定任意講習、 <u>特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習の受講を終了した者に対し、それぞれ特定任意講習終了証明書、特定任意高齢者講習終了証明書及びチャレンジ講習受講結果確認書</u> を交付するものとし、それらの様式は、国家公安委員会規則に定める別記様式の例によるものとする。	

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

栃木県公安委員会規程第2号

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月12日

栃木県公安委員会委員長 古澤利通

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程

栃木県公安委員会公印規程（昭和42年栃木県公安委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表					別表				
公印の種類	制式		使用区分	保管責任者	公印の種類	制式		使用区分	保管責任者
	形式	書体				寸法 [ミリメートル]	形式		
略					略				
			略	略				略	略
			検査合格証明書、運転免許拒否処分通知書、運転免許取消処分通知書、弁明通知書（運転免許拒否処分又は運転免許取消処分の弁明）、適性検査受検命令書、診断書提出命令書、運転免許試験成績証明書、試験車指定書、試験車指定解除通知書、運転免許試験受験停止処分通知書、指定書（教習所の指定）、措置監督命令書、指定取消通知書（教習所の指定取消）、卒業証明書・修了証明書発行禁止・発行禁止延長処分通知書、再試験通知書、試験移送通知書、適性検査結果通知書、回答書（医師からの運転免許の確認要求の回	略				検査合格証明書、運転免許拒否処分通知書、運転免許取消処分通知書、弁明通知書（運転免許拒否処分又は運転免許取消処分の弁明）、適性検査受検命令書、診断書提出命令書、運転免許試験成績証明書、試験車指定書、試験車指定解除通知書、運転免許試験受験停止処分通知書、指定書（教習所の指定）、措置監督命令書、指定取消通知書（教習所の指定取消）、卒業証明書・修了証明書発行禁止・発行禁止延長処分通知書、再試験通知書、試験移送通知書、適性検査結果通知書、回答書（医師からの運転免許の確認要求の回	略

答)、臨時認知機能検査通知書、臨時高齢者講習通知書、臨時適性検査診断依頼書、臨時適性検査通知書、処分移送通知書、意見の聴取通知書、聴聞通知書、運転免許取消処分書、申請による運転免許取消通知書、措置命令書、運転禁止処分票、自動車等の運転禁止処分書、指定自動車教習所職員講習通知書、大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明書、準中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、応急救護処置講習(一)終了証明書、応急救護処置講習(二)終了証明書、原付講習終了証明書、取消処分者講習終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習

答)、臨時認知機能検査通知書、臨時高齢者講習通知書、臨時適性検査診断依頼書、臨時適性検査通知書、処分移送通知書、意見の聴取通知書、聴聞通知書、運転免許取消処分書、申請による運転免許取消通知書、措置命令書、運転禁止処分票、自動車等の運転禁止処分書、指定自動車教習所職員講習通知書、大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明書、準中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、応急救護処置講習(一)終了証明書、応急救護処置講習(二)終了証明書、原付講習終了証明書、取消処分者講習終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習

14号印

栃木県公安委員会印

てん書

方24

14号印

栃木県公安委員会印

てん書

方24

終了証明書、講習修了証（技能検定員、教習指導員及び副管理者法定講習）、高齢者講習終了証明書、若年運転者講習修了証明書、運転適性指導に関する業務についての所要の講習修了証、高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査合格証、初心運転者講習通知書、初心運転者講習移送通知書、違反者講習通知書、違反者講習移送通知書、運転適性指導員審査合格証書、取消処分者講習に係る実務実習通知書、取消処分者講習に係る実務実習結果通知書、若年運転者講習通知書、運転免許取得者等教育認定書、運転免許取得者等教育認定取消通知書、指定書（指定講習機関の指定）、指定取消通知書（指定講習機関の指定取消）、技能検定員審査合格

終了証明書、講習修了証（技能検定員、教習指導員及び副管理者法定講習）、高齢者講習終了証明書

____、運転適性指導に関する業務についての所要の講習修了証、高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査合格証、初心運転者講習通知書、初心運転者講習移送通知書、違反者講習通知書、違反者講習移送通知書、運転適性指導員審査合格証書、取消処分者講習に係る実務実習通知書、取消処分者講習に係る実務実習結果通知書、運転免許取得者教育認定書、運転免許取得者教育認定取消通知書

____、指定書（指定講習機関の指定）、指定取消通知書（指定講習機関の指定取消）、技能検定員審査合格

			<p>証明書、技能検定員資格者証、技能検定員資格者証返納命令書、教習指導員審査合格証明書、教習指導員資格者証、教習指導員資格者証返納命令書_____</p> <p>_____、特定任意講習終了証明書、特定任意高齢者講習終了証明書、認知機能検査員講習終了証、認知機能検査員審査合格証、<u>認知機能検査結果通知書及び運転技能検査受検結果証明書</u>の証印用</p>				<p>証明書、技能検定員資格者証、技能検定員資格者証返納命令書、教習指導員審査合格証明書、教習指導員資格者証、教習指導員資格者証返納命令書、<u>チャレンジ講習受講結果確認書</u>、特定任意講習終了証明書、特定任意高齢者講習終了証明書、認知機能検査員講習終了証、認知機能検査員審査合格証及び<u>認知機能検査結果通知書</u>_____</p> <p>_____の証印用</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この規程は、令和4年5月13日から施行する。